

平成 28 年度

定期監査報告書

浜田市監査委員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象部課	1
第3	監査の範囲	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の結果	1
第7	総括意見	7

平成28年度 定期監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項による定期監査

第2 監査の対象部課

監 査 対 象 部 課		期 間
市長公室、議会事務局、会計課、選挙管理委員会、公平委員会		平成28年8月24日から 平成28年11月7日まで
総 務 部	総務課、安全安心推進課、人事課、行財政改革推進課、情報政策課、人権同和教育啓発センター、人権同和教育室	平成28年10月20日から 平成28年12月22日まで
都市建設部	建設企画課、建設整備課、地籍調査課、維持管理課、建築住宅課	平成28年12月16日から 平成29年2月20日まで

第3 監査の範囲

平成28年度歳出（主に契約、補助金及び交付金）、平成28年度歳入、窓口現金の取扱い、平成27年度出張旅費の事務手続、精算調書、前渡資金出納簿

第4 監査の期間

平成28年8月24日から平成29年2月20日まで

（監査期間は定期監査実施通知日から本監査実施最終日としている。）

第5 監査の方法

監査に当たっては、財務に関する事務の執行を重点的に検査することとし、併せて合規的、経済的、効率的及び有効的に事業が執行されているかどうかを主眼とし、抽出により関係書類を監査するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

第6 監査の結果

提出された監査資料、起案書類等を検査したところ、財務事務を主体とした事務執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善や検討が必要な事項が認められた。事務処理上留意すべき軽微な改善事項については、担当職員からの説明聴取の時に指摘したため記述を省略し、つぎの内容を各部署において改善等を要する事項及び意見とする。

なお、本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として改善等の措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 市長公室

(1) 広報及び行政情報について

「広報はまだ」は、平成 22 年度から毎月 2 回発行を 1 回発行に変更し、市内全戸に配布されている。伝えたいお知らせを市民へ周知する手段として有効と考えるが、情報を集めると 1 冊の掲載内容、情報量が多くなる傾向がある。読む方々は高齢者も多いため、視力の衰え等に配慮し、誰もが見やすいレイアウト、読みやすい内容となるよう引き続き広報手段として有意義なものにするため工夫されたい。

また、行政情報の放送を石見ケーブルビジョン株式会社に委託し、毎月内容を変えケーブルテレビで放送している。一方、ケーブルテレビ加入率（平成 28 年 11 月末現在）は、浜田自治区が 42.14%、金城自治区が 74.38%、旭自治区が 89.59%、弥栄自治区が 87.28%、三隅自治区が 82.27%となっている。情報を発信する上で、市民がどれくらい視聴しているか視聴率やアンケート調査等に取り組み、広報手段として有効なものとなっていることを検証されたい。

2 議会事務局

(1) 政務活動費について

政務活動費の収支報告書に添付されている領収書に宛名の記載がないものが見受けられた。領収書の偽造問題が他市において発生している状況を踏まえ、領収書は可能な限り宛名の記載があるものとし、適切な根拠資料となるよう努められたい。

また、政務活動費は、「浜田市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、年額の 10 万円を予め概算払いとする前払い方式を採用しているが、近年他市において不正受給が相次ぎ発生している中、適正と認められた実費だけを後日支給する後払い方式が、より透明性が高いと注目されている。議会事務局においては、使途基準や交付要領周知のため、交付マニュアルを作成し各議員に配布して適正な執行に努めているところだが、さらに透明性が向上した有効な活動費の執行となるよう、支払方法の後払いへの変更について今後検討されたい。

3 会計課

(1) 指定金融機関について

浜田市指定金融機関である株式会社山陰合同銀行浜田支店の浜田市役所出張所が平成 29 年 1 月から派出所に変更され、常駐職員、業務内容が

縮小されている。変更に伴い市の会計事務への影響がないよう協議して運用すると説明を受けた。引き続き市民の利便性を重視し、市の業務遂行及び公金の取扱いが適切に行われるよう十分留意されたい。

また、地方自治法施行令において、会計管理者は、指定金融機関等について、公金の収納又は支払の事務及び公金の預金の状況を検査しなければならない、と定められている。出張所が派出所へ変更となり公金の取扱いの範囲が限られることから、今後公金の取扱いについて検査する際には、法令や公金取扱契約に基づき適正な取扱いとなっているか検査の充実を図られ実施されたい。

4 選挙管理委員会

(1) 選挙啓発について

先の参議院議員選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられた。その結果、市の投票率は、全体では特別上がってはいないが、18歳が41.33%、19歳が30.33%と差が見られたと説明を受けた。18歳の投票率については、市内の高等学校からの要請を受け職員が訪問し、選挙啓発の授業を行った成果が現れていると考えられる。授業では、選挙制度のほか、若者の投票率が増えることで高齢者重視の政策から若者に対する政策の増加につながることを考えられると説明しているということだった。今後も教育機関と連携を図り、民主主義の意義を説明するとともに、学生が投票の大切さを十分理解するよう啓発に努められたい。

5 公平委員会

(1) 公平委員会の共同設置について

公平委員会では、職員からの処遇改善の要望や審査請求等の事案に備え、人事行政制度等について研究しているということだが、長期間、審議すべき事案が発生していない現状がある。委員報酬の有効性、より充実した公平委員会の組織体制を図るため、他の自治体との委員会の共同設置に関して、国や県内の動向を今後注視されたい。

6 総務部

(1) 総務課

ア 内部統制の推進について

内部統制は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、資産の保全、法令等の遵守を目的とし、市の行う事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目標が達成されるよう、事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制として、整備、運用することが求められている。市の運用状況としては、各担当課において関連業務の事務マニュアルを作成し職員に周知し、それぞれの所管

部署が指導助言している状況であり、担当者同士の相互のチェック、管理者の決裁承認、事務分掌も内部統制の一部とはいえ、これらの統制が部局ごとに異なり体系化されていない。総務課においては市の事務を統括する立場において、マネジメントの強化、事務の適正性の確保を促すため、内部統制の整備運用の一層の推進を図られたい。

(2) 安全安心推進課

ア 防犯、防災体制の推進について

市内に設置されている防犯カメラについては民間設置の機材が多数あり、正確に設置場所や設置数を把握していないということであった。市内全域の防犯を推進するためにはできるだけ設置場所を把握し、不足している場所を特定して増設することが防犯上必要と考える。今後は民間設置を含めた設置場所の把握に努め、犯罪の抑止効果として一層の安全推進に努められたい。

また、防災については、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、市が行う「公助」の適切な役割分担に基づく協働実現のため、地域での啓発、実践的な訓練実施、小中学校で出前授業を行うなど、市民の防災活動の促進に努めている。今後も関係機関と連携し防災教育等による防災知識の普及に努められたい。

(3) 人事課

ア 人事評価制度の実施について

人事評価制度は、複雑化、高度化、多様化する行政課題を遂行するための人材育成に向けた具体的な取組みとして、地方公務員法第 23 条第 2 項において、「任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする」と規定されている。当市では試行実施後の今年度 4 月から医師を除く全職員に正式に導入されたところだが、処遇への反映については、管理職以上の勤勉手当のみとなっている。行財政改革実施計画（平成 28 年度）では、人事評価を正式に導入後、全職員において勤勉手当等処遇への反映に用いるほか昇任や昇格の基礎資料とする、と予定されており、任用、給与等への反映は職員の士気の向上にもつながるものであり、組織マネジメント体質の強化のため、早急に処遇反映等の実施を図られたい。

(4) 行財政改革推進課

ア 施設の統合、整理の促進について

公共施設再配置実施計画の今年度の進捗状況として、1 年延期のものや前倒して実施するものはあるが、概ね計画のとおり整理を行っている」と説明を受けた。この計画は将来世代への負担が増加とまらないよう適切な公

共施設の配置について計画されたものであり、有効活用の有無を見極め、スピード感を持って取り組む必要がある。その一方事業実施に伴い必要となる新規取得や施設整備も計画されているところであるが、取組みの順番、効果の測定を十分考慮し、再配置実施計画との整合性が感じられる事業実施となるよう努められたい。

(5) 情報政策課

ア 情報化、セキュリティ対策の推進について

今年度ネットワーク更新業務やプライベートクラウド基盤構築業務等インフラ整備に取り組む、来年度以降はこのインフラを活用した政策提案を進めていくこととしている。加速する情報社会へ順応し、対応していくためには職員の新しい情報知識の取得が重要と考える。合わせて万全なセキュリティ対策を含め、引き続き進行する情報化技術に対応するため、担当職員だけでなく、全職員のレベルアップが図られるよう体制強化に努められたい。また、個人情報や蓄積されている内部データの管理については情報漏えいの発生防止に向け、更なる危機管理を徹底されたい。

(6) 人権同和教育啓発センター、人権同和教育室

なし

7 都市建設部

(1) 建設企画課

ア 歳入現金の納入事務について

印刷図提供料金やコピー料等の窓口で受け取る歳入現金を手提げ金庫に保管し、1月単位で金融機関へ納付している。手提げ金庫は終業後、鍵付きの保管庫で保管しているが、納付書の連番処理が省略され、終業時の金額確認が行われていない状況であった。不必要な現金を長く保管することは公金管理上好ましくないため、現金紛失のリスクを考慮し、現金を早く納付する仕組みづくり、責任の所在を明確にした保管体制の改善を図られたい。

(2) 建設整備課

ア 測量設計業務委託変更契約について

城山公園進入路測量設計業務委託は、当初契約額に対して大幅な増額の変更契約を行っている。変更理由の主な内容は、現地調査により必要となった地質調査業務を追加したこととなっている。この契約は、中期財政計画に主要事業として計画された浜田城周辺整備事業に含まれるものであり、市民が注目している事業の一つと言える。特に主要事業を計

画する際には、当初設計内容を十分検討し、変更契約が必要となった場合は、詳細な変更契約理由書を作成するとともに、市民への説明責任が十分果たされるよう考慮し事業実施に努められたい。

(3) 地籍調査課

ア 地籍調査の推進について

地籍調査の進捗率（平成 28 年度末見込み数値）は、全体で 42.08%であり、自治区別では、浜田自治区が 32.84%、金城自治区が 38.08%、旭自治区が 100%（平成 25 年度終了）、弥栄自治区が 32.85%、三隅自治区が 9.01%の状況となっている。自治区に進捗率の差があるのは市町村合併前の実施状況の違いによるものであると説明を受けた。地籍調査はまちづくりの基本であり、固定資産税を賦課する行政として重要な使命と言える。境界については住民の合意が必要となり、場合によっては難しい状況があることは理解するが、先進自治体における民間委託の手法を参考にするなど、引き続き実施面積拡大に向け取り組みを進められたい。

(4) 維持管理課

ア 河川浄化事業について

浜田市が管理する河川については、流れの支障となる草木の伐採や土砂の撤去などの維持管理を必要に応じて行い、また、浜田川等の島根県が管理する河川については、浜田市と島根県が半分ずつ経費を出し、維持管理を行っている。維持管理の予算は限りがあるため、市全域の河川の環境整備を毎年行うことは難しく、河川の状況を見て予算の範囲内で工夫しながら整備を行っているとの説明を受けたが、市内中心部を流れる浜田川を見ると、場所によっては草木が伸び、ごみが放置されているなど美観配慮されているとは言えない状態の場所が見受けられる。範囲が広く管理が難しいことは理解するが、引き続き整備予算の確保に努め、島根県へ対応の要望を行い、環境保全活動を行う市民団体等との連携を図り、良好な景観づくりの推進に努められたい。

(5) 建築住宅課

ア 補助事業の実施について

住宅リフォーム助成事業等の補助事業は、予算が不足すると補助できない場合や来年度に延期をする場合があると説明を受けた。財政課と協議を行い予算の調整により対応に努めているようだが、市民にとって公平な補助事業となるよう、ニーズに合った事業の実施、予算確保や効果の測定に努められたい。

イ 公営住宅の管理について

公営住宅の指定管理者については、期間満了に伴い新たな指定管理者の選定が行われ、一部の住宅で指定管理者が交代となっている。交代に当たっては、十分な引継ぎを行い、住居の安全な施設維持、適切な管理体制の推進に努められたい。また、住宅管理係においては異動や職員数が減少される中、よりきめ細かい住宅管理を行うため各公営住宅の特色に合った管理要領等の作成に取り組んでいる。引き続き課内での協力体制を強化し、公営住宅の運営が効果的に実施されるよう努められたい。

第7 総括意見

1 出張旅費の支出事務について

平成27年度の出張命令簿と出張復命書の提出を求め、適切に記載されているか、決裁区分に誤りはないか、また、出張旅費の支払い漏れがないか確認を行ったところ、複数の課において、出張命令簿の予算科目や旅費精算に関する記載漏れ、決裁区分の誤りがあり、出張旅費の支払い漏れが見られた。本来出張後は1週間以内に復命書作成により復命を行い、旅費が支給されるべきものである。出納整理期間内には改めて旅費の支払い漏れがないかのチェックを徹底するなど、適切な事務処理を行う体制づくりを確立されたい。

2 現金の管理について

公衆電話の現金回収の取扱いについて事務処理の状況を聴取したところ、集金については2名体制で行い金額を確認し速やかに歳入処理を行っていた。また、窓口での歳入金納付方法については、担当課により手提げ金庫に相当日数保管して納付している場合、速やかに納付している場合と取扱いに違いが見られた。特に相当日数の間担当課で現金を保管する場合は、毎日の保管金額を確認し、適切な保管体制に努められたい。

3 行政財産使用許可事務について

行政財産の目的外使用に係る許可事務について、昨年度の定期監査においても指摘しているが、許可の起案文書に規則で必要とされている行財政改革推進課の合議がない課があり指摘を行った。また、郵便ポストを有料としている場合と無料としている場合、前年度の土地評価額で使用料の積算をしている場合と、当年度の評価額で積算している場合があるなど、担当課によって積算方法の違いが見られた。使用料の計算方法、免除とする取扱いは同一の市が行う許可事務として、同様の考え方で運用されるべきと考える。許可事務については担当課が主体となってそれぞれの運用の考え方で行っているが、公平な使用料となるよう統一した事務処理マニュアルの整備を図られたい。

4 内部統制の体制整備について

内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会は、平成 28 年 3 月 16 日付け、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及び人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」の中で、公金を扱う主体である地方公共団体において事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制（内部統制）を整備及び運用することが求められる、と明記している。また、地方自治法の一部改正が検討され、都道府県及び指定都市は内部統制の体制整備を義務付け、その他の市町村は体制整備するよう努めるものとされるものである。その他の自治体については努力義務ということだが、答申では、長に内部統制体制を整備及び運用する権限と責任があることを明確にし、具体的な手続については都道府県や指定都市を参考にしつつ、各自治体で工夫をすることとすべきとされている。

本監査を実施する中で、指摘した注意事項はいずれも内部統制においてリスクコントロールをすべき事項であり、整備の必要性を感じたところである。地方自治法の改正施行は平成 32 年を予定されているが、既に整備を行っている自治体も多くあり、先進自治体を参考に効果的な内部統制が図られるよう具体的な手続を検討し有効な体制整備を推進されたい。